

つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水）午後1時30分から午後2時00分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	6 番	中 山 雅 史
会長職務代理	2 番	菊 地 典 夫
委 員	1 番	萱 橋 敏 男
委 員	3 番	中 山 茂
委 員	4 番	中 山 一 徳
委 員	5 番	海老原 茂
委 員	7 番	仲 井 一 人
委 員	8 番	文 藏 雄 嗣
委 員	9 番	岡 野 幸 雄
委 員	10 番	榎 田 実

農地利用最適化推進委員（10人）

委 員	大 山 謙 吉
委 員	飯 田 一 夫
委 員	澁 谷 正 信
委 員	文 随 靖
委 員	中 島 一 郎
委 員	小 菅 庄 一
委 員	吉 田 義 博
委 員	山 中 正 市
委 員	瀬 川 仁
委 員	飯 泉 秀 夫

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	千 葉 裕 康
事務局長補佐	大久保慎太郎
係 長	飯 山 克 彦

4 欠席委員
なし

5 傍聴者
なし

6 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第3号	非農地証明発行可否について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）
議案第5号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7 会議の概要

1. 事務局（千葉事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和6年4月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

種まきなど田植えの準備で大変お忙しい中、4月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

新しい年度となり最初の定例総会となりますが、今年度も精力的な議案の審議や農地利用最適化の推進にご尽力くださいますようお願いいたします。

また、総会終了後、農地利用最適化推進連絡会を予定しております。連絡会のなかで、今年度の取り組みなどについて審議していただき、立派な成果を残していきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のご協力をお願いします。

最後になりますが、本日の総会は、議案 6 件と報告事項 3 件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 事務局（千葉事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員 10 名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

また本日は、農地利用最適化推進委員の 10 名にも出席をいただいております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長にお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事日程の 3 番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、3 番中山茂委員、5 番海老原委員の 2 名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第 5 条の規定による転用許可申請は 1 件となっております。1 ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、自己住宅建築のための売買となっております。

申請地は、[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²、
[]字[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²、[]字[]
[]番[]、地目は登記、現況とも畑、面積は[]m²、合計3筆、[]m²
でございます。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。9番岡野委員よりお願いします。

1. 岡野委員

4月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。当日は、中山会長、海老原委員、榎田委員、私、事務局からは千葉事務局長、大久保事務局長補佐の5名で書類審査、現地調査の確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

申請地は、[]の[]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため第1種農地と判断いたします。

申請者は、申請地3筆、[]m²を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(中山会長)

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は3件となっております。3ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は 字 番、地目は登記、現況とも畑、面積は ㎡の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長(中山会長)

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。5番海老原委員よりお願いします。

1. 海老原委員

4月3日、午前8時40分に行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で岡野委員から報告のあったメンバーと同じにな

ります。

受付番号 1 番、地図は 4 ページになります。

申請地は、[] の [] 側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約 1 4 6 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 1 名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1 筆、[] m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号 2 番、地図は 5 ページになります。

申請地は、[] の [] 側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地約 5 0 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 2 名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1 筆、[] m²を売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

続きまして受付番号 3 番、地図は 6 ページになります。

申請地は、[] の [] 側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請者は、自作地約 1 アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は 2 名で、野菜を作付する農家です。

申請地は、登記、現況とも畑、1 筆、[] m²を規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付する予定です。

以上のことから、受付番号 1 番から 3 番については、農機具等も所有しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議を進めてまいります。受付番号 3 番については、瀬川推進委員が議事参与の制限に該当しますので、2 つに分けて審議を進めてまいります。

議案第 2 号受付番号 1 番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方は挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号の受付番号1番、2番について、原案のとおり許可することに賛成の方の
挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第2号の受付番号
1番、2番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号3番について審議いたします。瀬川推進委員の退席をお願いします。
（瀬川推進委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号3番について、ご質問のある方は挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第2号の受付番号3番について、原案
のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第2号の受付番号3番については
原案のとおり許可することに決定いたしました。瀬川推進委員の復席をお願いします。

（瀬川推進委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第2号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。

1 議 長（中山会長）

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は1件となっております。7ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。10番榎田委員よりお願いします。

1. 榎田委員

4月3日、午前8時40分から行った書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程、議案第1号で岡野委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は8ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、周辺の山林と一体化しており、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、受付番号1番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、こ

れより審議いたします。

議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議長（中山会長）

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。9ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が37筆で、81,807㎡、畑が4筆で、4,210㎡、合計41筆、86,017㎡です。貸し手が20人で、借り手が14人となります。

次に更新案件ですが、田が22筆で、59,412㎡、畑が9筆で、8,109㎡、合計31筆、67,521㎡です。貸し手が12人で、借り手が8人となります。

合計では、田が59筆で、141,219㎡、畑が13筆で、12,319㎡、合計72筆、153,538㎡です。貸し手が32人で、借り手が22人となります。

権利の設定開始は、令和6年5月1日からとなります。

詳細につきましては、10ページから13ページの農用地利用集積等促進計画案一覧をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。13ページの受付番号64番は7番仲井委員、受付番号65番から68番は9番岡野委員、受付番号69番は2番菊地会長職務代理者、受付番号70番から72番は山中推進委員が議事参与の制限となっております。したがって、5つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から63番までについて審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号1番から63番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号1番から63番については原案のとおり許可することに決定いたしました。

1. 議長(中山会長)

続いて、受付番号64番について審議いたします。7番仲井委員の退席をお願いします。

(仲井委員退席)

1. 議長(中山会長)

それでは審議します。受付番号64番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

1. 議長(中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号64番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議長(中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第４号の受付番号６４番については原案のとおり許可することに決定いたしました。仲井委員の復席をお願いします。

（仲井委員復席）

１．議 長（中山会長）

続いて、受付番号６５番から６８番について審議いたします。９番岡野委員の退席をお願いします。

（岡野委員退席）

１．議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号６５番から６８番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

１．議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第４号の受付番号６５番から６８番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

１．議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第４号の受付番号６５番から６８番については原案のとおり許可することに決定いたしました。岡野委員の復席をお願いします。

（岡野委員復席）

１．議 長（中山会長）

続いて、受付番号６９番について審議いたします。２番菊地会長職務代理者の退席をお願いします。

（菊地会長職務代理者退席）

１．議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号６９番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号69番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号69番については原案のとおり許可することに決定いたしました。菊地会長職務代理者の復席をお願いします。

（菊地会長職務代理者復席）

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号70番から72番について審議いたします。山中推進委員の退席をお願いします。

（山中推進委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号70番から72番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第4号の受付番号70番から72番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第4号の受付番号70番から72番については原案のとおり許可することに決定いたしました。山中推進委員の復席をお願いします。

（山中推進委員復席）

1 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第4号は全て原案のとおり許可することに決定いたしました。
資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第5号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について（中間管理事業）」をご説明いたします。14ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が5筆で、8,310㎡です。貸し手が5人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和6年6月1日からとなります。

詳細につきましては、15ページの農用地利用集積等促進計画一覧（農地中間管理事業）をご覧ください。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により、原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても16ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が5筆で、8,310㎡です。貸し手が5人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和6年6月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページの農地中間管理事業 農用地利用集積等促進計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議いたします。

議案第6号についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除願います。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括

して事務局より報告願います。

1. 事務局（千葉事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」をご報告いたします。議案書は18ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が1件、小絹地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が1件、寄宿舍建築のための売買が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告いたします。議案書は19、20ページをご覧ください。

今回の合意解約は7件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、耕作者変更のためのものが4件、中間管理事業に変更するためのものが2件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は21ページをご覧ください。

今回の移動届は1件となります。

申請理由は、駐車場を整備するためのものが1件となっております。

報告は以上です。

1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、4月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和6年4月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

⑩

議事録署名委員

⑩

議事録署名委員

⑩